

大阪府迷惑防止条例の改正内容

令和3年4月20日施行

第6条 卑わいな行為の禁止

規制場所の拡大及び規制行為の追加

住居内、すべての浴場・便所・更衣室等まで拡大し、衣服の全部又は一部を着けない状態でいる人をのぞき見る、盗撮する行為の禁止

これまでの公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室等での盗撮行為の禁止に加え、「学校、会社の便所・更衣室、住居、ホテル客室内等」での衣服の全部又は一部を着けない状態でいる人をのぞき見る、盗撮する行為が禁止される。



※衣服の全部又は一部を着けない状態でいる人をのぞき見る、盗撮とは、全裸、着替え中の人、用を足すために脱いでいる状態の人等をのぞき見る、盗撮する行為をいう。

規制場所の制限の撤廃

大阪府下すべての場所において、衣服等で覆われている内側の身体又は下着を見る、盗撮する行為及び衣服の内側を透かし見る、透視撮影行為の禁止



これまで衣服等で覆われている内側の身体又は下着を見る、盗撮する行為は、公共の場所・乗物(道路、公園、駅、電車、バス等)及び教室、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が出入りし、又は利用するような場所・乗物で規制されており、衣服の内側を透かし見る、透視撮影行為は、公共の場所・乗物での規制であったが、その規制場所の制限を撤廃し、大阪府下すべての場所で禁止される。

※衣服等で覆われている内側の身体又は下着を見る、盗撮する行為とは、衣服を着ている人に対してスカート下等から中の身体や下着を見る、盗撮する行為をいう。

透かし見る、透視撮影とは、赤外線機能付きカメラ等を人に向け衣服等の内側を透かし見る、撮影する行為をいう。